

「市道民税」の申告・ 「所得税および復興特別所得税」の確定申告 は期間内に

2月16日(金)～3月15日(木)まで

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は、必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。

毎年、期限間近は会場がとても込み合います。来場の際は、忘れ物がないよう記載事項をよくご確認いただき、余裕を持ってお越しください。

また、市役所での所得税および復興特別所得税の還付申告は、1月22日(月)から3月15日(木)までとなります。(土・日曜日、休日を除く)

※ 3月4日(日)は市役所でのみ相談・申告の受け付けを行います



【お問い合わせ】

市道民税に関すること→市民税係⁵⁴2121

所得税および復興特別所得税に関すること→滝川税務署²²2191または市民税係⁵⁴2121



**マイナンバーカードまたは
本人確認書類を忘れずに！**

平成28年分以降、申告書の提出の際には「マイナンバー(個人番号)の記載」および「本人確認書類(番号確認・身元確認)の提示」が必要となっていますので、マイナンバーカード(個人番号カード)または下記の本人確認書類などを忘れずにお持ちください。

① 本人が申告する場合の必要書類

- ◆ マイナンバーカードをお持ちの方は、カードのみで下記の本人確認書類として提示可能
- ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は、下記の本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類から1点ずつ)

② 代理人の方が申告する場合の必要書類

- ◆ 親族の方が代理申告をする場合は、本人のマイナンバーカードまたは本人分の下記の本人確認書類
- ◆ 成年被後見人の方が申告する場合は、次の本人確認書類3点
 - ・代理権の確認書類
 - ・登記事項証明書
 - ・代理人の身元確認書類
- ・マイナンバーカードまたは下記の身元確認書類のうちいずれか1点

③ 配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合の必要書類

- ◆ 控除対象配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは左記の番号確認書類
- ・本人の番号確認書類
- ・マイナンバーカードまたは左記の番号確認書類のうちいずれか1点

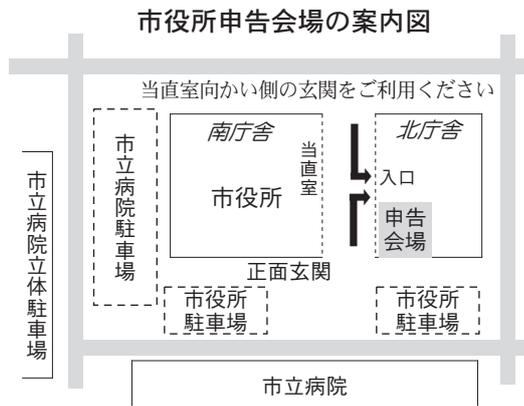
本人確認書類	
番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの通知を受けた「通知カード」 ・住民票や住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの) などのうちいずれか1点
身元確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・パスポート ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 などの顔写真付き身分証明書のうちいずれか1点

申告期間・受付時間

- ◆申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日を除く)
- ◆受付時間 午前9時～午後5時

申告会場

- ◆市道民税 市役所北庁舎1階会議室
- ◆所得税および復興特別所得税 滝川税務署(郵送提出も可能)または市役所北庁舎1階会議室



所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- ◆営業(報酬)、不動産(アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入)

- ◆給与収入が2,000万円を超える方
- ◆給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)

- ◆給与を2か所以上から受けている方
- ◆年末調整を受けていない方(平成29年中に中途退職した方など)
- ◆年金収入が400万円を超える方
- ◆年金以外の所得が20万円を超える方(年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)

- ◆これらの方々以外でも確定申告が必要な場合があります。また、平成29年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります

- ◆年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
- ◆平成29年中に収入・所得がなかった方で、ご自分の税金上の扶養にもなっていない方

- ◆所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、改めて市道民税の申告は不要です

市道民税の申告が必要な方

- ◆源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けできませんので、ご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。
- ◆給与所得者・公的年金等受給者
- ◆給与取ったすべての源泉徴収票
- ◆営業などの事業・不動産所得者
- ◆収入内訳書(必ず事前に記載してください)

申告に必要なもの

- ◆印鑑(スタンプ式は不可。口座振替による納付を希望される方は、金融機関届出印が必要です)
- ◆確定申告書・お知らせはがき(税務署から送られてきている方)
- ◆申告する方の金融機関の振込先が分かるもの(還付金の受け取りや口座振替による納付のため)
- ◆マイナンバーカードまたは2ページに記載の本人確認書類(番号確認書類・身元確認書類)

その他必要なもの

- ◆社会保険料(国民健康保険、任意継続保険、国民年金など)、生命保険料、地震保険料、寄付金(控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合)などの控除を受ける方
- ◆領収書、証明書
- ◆障害者控除を受ける方
- ◆障害者手帳など
- ◆住宅借入金等特別控除などを申告する方(新築住宅を建てられた方)
- ◆住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ◆家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ◆土地の売買契約書の写し(住宅と一緒に敷地を取得した場合など)
- ◆家屋の登記事項証明書(法務局発行の全部事項証明書)
- ◆土地の登記事項証明書(住宅と一緒に敷地を取得した場合などで、敷地購入に係る借入金などがある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書)
- ◆補助金などの額を証明する書類(補助金などの交付を受けた場合)
- ◆中古住宅、増改築、認定長期優良住宅などの提出書類については、滝川税務署へお問い合わせください
- ◆医療費控除を受ける方

- ◆平成29年分の申告からの変更点がありますので、次のページをご覧ください。

医療費控除を受ける方

医療費控除は、医療費を支払った場合、年間10万円（総所得金額等が20万円未満の方は、その金額の5%）を超えるときに、超えた金額を所得金額から控除できる制度です。この医療費控除を受ける際には、領収書の添付が必要となっていました。平成29年分の確定申告から領収書の添付に替わり「医療費控除の明細書」を提出することになりました。

また、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が創設されました。健康の保持増進および疾病の予防への「一定の取組」を行う個人が、厚生労働省の定める特定一般用医薬品等を購入した場合、年間12,000円を超えるときに、超え

た金額を控除額とする制度です。セルフメディケーション税制は、従来の医療費控除と併用できず、確定申告の際にどちらかを選択することになります。

① 医療費控除

【必要書類】

① 医療費控除の明細書

個人ごと、病院別に合計額、医療費を補填する金額をそれぞれ記入してください。なお、様式は申告会場または市ホームページ申請書ダウンロードから入手できますが、ノートやメモ用紙への記入でも可能です。

② 医療費通知（医療費のお知らせ）

医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせ）を添付すると「医療費控除の明細書」の「2 医療費（上記1以外）の明細」欄の記入を省略できます。

※ 経過措置として、平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付による医療費控除の適用も可能です。

● 医療費控除の対象にならないもの（一例）

診断書作成料（文書料）、入院時の病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ代のように直接医療に関係のない費用、インフルエンザなどの予防接種代、薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のためのサプリメントの費用など

医療費の領収書の添付は不要になりましたが、医療費の領収書は5年間保存する義務があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりませんのでご家庭で大切に保管してください。



● 医療費控除の明細書の記入例

平成29年分 医療費控除の明細書

氏名 砂川 太郎

1 医療費通知に関する事項

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
100,000 円	20,000 円	10,000 円

2 医療費（上記1以外）の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
砂川 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	200,000 円	120,000 円
〃	バス代（往復） 区間〇〇～△△	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	4,000 円	
砂川 花子	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	23,000 円	
2 の 合 計			227,000 円	120,000 円

医療費の合計	A	(㉗+㉘) 247,000 円	B	(㉙+㉚) 130,000 円
--------	---	--------------------	---	--------------------

2 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

【適用要件】

①平成29年1月1日から平成33年12月31日までの各年中に、自身または配偶者、その他の親族(生計を一にする)に関わる特定一般用医薬品等を12,000円を超えて購入していること(超える部分の金額が88,000円を超える場合には、88,000円が限度)

②納税者本人がその年中に次の「一定の取組」のうち、いずれか一つを行っていること

- ・ 特定健康診査
メタボリックシンドロームに着目した
血圧測定、血液検査などの検診
- ・ 予防接種
定期接種、インフルエンザワクチンの
予防接種
- ・ 定期健康診断
一般的な事業主実施の健康診断
- ・ 健康診査
人間ドックなどで、医療保険者が行う
ものや市町村が健康増進事業として行
うもの(個人が任意に受診した健康診査
は、「一定の取組」には含まれません)
- ・ がん検診
市が健康増進事業として実施するもの

【必要書類】

①セルフメディケーション税制の明細書
医薬品購入費の領収書の提出または提
示は必要ありません。なお、様式は申
告会場または市ホームページ申請書ダ

ウンロードから入手できませんが、ノ
トやメモ用紙への記入でも可能です。

※ 経過措置として、平成31年分までの
確定申告については、医薬品の領収書
の添付によるセルフメディケーション
税制の適用も可能です

②対象者がその年中に「一定の取組」を
行ったことを明らかにする書類で、次
の記載があるもの

- ・ 対象者の氏名
- ・ 実施年
- ・ 「保険者・事業者」もしくは「市の名称」
または診察を行った「医療機関の名称」
もしくは「医師の氏名」

セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品には、識別マークが印刷やシールで明記されています。また、対象医薬品を購入した際には、レシートに対象医薬品であることが明記されます。

詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

※ 本マーク表示に法的義務はなく、生産の都合などから表示されていない対象製品もあります(表示されていなくても対象製品は本特例の対象となります)

【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html#HID1>

●セルフメディケーション税制の明細書の記入例

平成 29 年分 セルフメディケーション税制の明細書

氏名 砂川 太郎

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1)取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2)発行者名	○△□病院		

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)(3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
○○薬局	□□□□□	円 10,000	円
△△ストア	□□□□□	20,000	
合計		A 30,000	B

確定申告書の用紙は、申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です。詳しくは国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp/>」をご覧ください。